

学校感染症にり患した場合の提出書類について

石川県立金沢伏見高等学校

学校感染症にり患した場合、必ず本校指定の「公欠・出席停止・受験・忌引き・その他欠席届」を提出してください。提出がない場合は欠席扱いとなります。

記

1 本校指定の「公欠・出席停止・受験・忌引き・その他欠席届」に必要事項を記入し、裏面に、り患したことが確認できる書類を貼付してください。

*「公欠・出席停止・受験・忌引き・その他欠席届」は、職員室・保健室から受け取る、または本校ホームページよりダウンロード可能です。

*り患したことが確認できる書類とは、検査結果や受診結果、処方箋の写し、医療機関の領収書などをいいます。

*小中学校では届の提出が不要の場合もありますが、本校では必要な手続きとなります。

2 「公欠・出席停止・受験・忌引き・その他欠席届」は登校再開後早めに提出してください。
(目安:登校再開後1週間以内)

3 学校感染症とは以下の感染症となります。

(参考) 出席停止期間の基準【学校保健安全法施行規則第19条】

○第1種 治癒するまで

○第2種 次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない。

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで。
麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風しん	発しんが消失するまで。
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで(かさぶたになるまで)。
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。

○第3種および結核、髄膜炎菌性髄膜炎 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。